

令和5年 第1回

いなべ市議会 定例会 議案



令和5年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同意 第1号	いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	
議案 第1号	いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第2号	いなべ市員弁健康センター条例を廃止する条例の制定について	
議案 第3号	いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第4号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第5号	いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第6号	いなべ市指定管理施設管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第7号	いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第8号	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

令和5年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案第9号	いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第10号	いなべ市道路線の廃止について	
議案第11号	令和4年度いなべ市一般会計補正予算（第10号）	
議案第12号	令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第13号	令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議案第14号	令和4年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
議案第15号	令和4年度いなべ市水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第16号	令和4年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第17号	令和5年度いなべ市一般会計予算	
議案第18号	令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計予算	

令和5年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第19号	令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算	
議案 第20号	令和5年度いなべ市介護保険特別会計予算	
議案 第21号	令和5年度いなべ市水道事業会計予算	
議案 第22号	令和5年度いなべ市下水道事業会計予算	
	以下余白	

## 諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市藤原町山口1333番地

氏 名 藤田 研裕

生年月日 昭和23年12月2日

任 期 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

## 提案理由

人権擁護委員10人のうち、藤田研裕委員が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 同意第 1 号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意  
を求めることについて

次の者をいなべ市固定資産評価審査委員会の委員としたいから、その  
選任について議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県桑名市新矢田一丁目 9 番地

氏 名 羽場 康廣

生年月日 昭和 2 6 年 3 月 1 3 日

任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで



## 提案理由

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち、羽場康廣委員が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任しようとするものである。固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 1 号

いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

令和 4 年の三重県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、三重県の職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴いこれに準じていなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市職員の給与に関する条例（平成15年いなべ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項、第4項及び第5項中「勤務時間以外の時間に」を「勤務時間を超えて」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任		円	円	円	円	円	円	円	円
用職	1	152,700	201,100	237,000	268,600	293,300	321,800	365,500	410,700
員以	2	153,800	202,900	238,600	270,300	295,500	324,000	368,100	413,100
外の	3	155,000	204,700	240,100	271,800	297,600	326,300	370,500	415,600
職員	4	156,100	206,500	241,600	273,600	299,600	328,500	373,100	418,000
	5	157,200	208,000	242,900	275,300	301,400	330,700	375,000	419,900
	6	158,300	209,800	244,500	277,100	303,400	332,700	377,500	422,200
	7	159,400	211,600	246,000	278,900	305,200	334,900	379,800	424,300
	8	160,500	213,400	247,500	280,900	306,800	337,100	382,300	426,500
	9	161,500	215,000	248,600	282,800	308,700	339,000	384,700	428,500
	10	162,900	216,800	250,100	284,800	311,000	341,200	387,400	430,600
	11	164,200	218,600	251,600	286,700	313,200	343,200	390,000	432,700
	12	165,500	220,400	252,900	288,600	315,500	345,400	392,700	434,800
	13	166,700	221,800	254,400	290,500	317,600	347,200	395,100	436,500
	14	168,200	223,600	255,600	292,300	319,700	349,200	397,400	438,300
	15	169,700	225,300	256,900	293,800	321,900	351,200	399,600	440,300
	16	171,300	227,100	258,100	295,200	324,000	353,200	402,000	442,300
	17	172,400	228,700	259,400	297,000	325,900	354,900	403,800	444,200
	18	173,800	230,400	260,800	299,000	327,900	356,900	405,800	446,000
	19	175,200	232,000	262,200	301,100	329,900	358,700	407,700	447,800

20	176,600	233,500	263,700	303,100	331,900	360,600	409,500	449,500
21	177,900	234,800	265,300	305,000	333,600	362,500	411,400	451,300
22	180,400	236,400	267,000	307,100	335,700	364,400	413,200	452,800
23	182,900	238,000	268,600	309,100	337,700	366,400	415,000	454,200
24	185,400	239,500	270,200	311,200	339,800	368,300	416,900	455,700
25	187,800	240,500	272,000	312,900	341,200	370,300	418,700	457,100
26	189,500	242,000	273,800	315,000	343,100	372,200	420,200	458,400
27	191,100	243,300	275,500	317,000	345,000	374,200	421,700	459,700
28	192,800	244,500	277,200	319,000	346,900	376,200	423,300	460,900
29	194,300	245,700	278,800	320,700	348,500	377,700	424,900	461,900
30	196,000	246,700	280,500	322,700	350,400	379,500	426,200	462,600
31	197,800	247,700	282,300	324,800	352,300	381,300	427,500	463,400
32	199,500	248,700	283,800	326,900	354,100	382,900	428,700	464,100
33	201,100	249,800	285,000	328,100	356,000	384,700	429,900	464,800
34	202,500	250,700	286,700	330,100	357,800	386,100	431,200	465,600
35	204,000	251,600	288,300	332,000	359,600	387,600	432,500	466,300
36	205,500	252,600	290,000	334,100	361,300	389,200	433,700	466,900
37	206,800	253,500	291,600	336,000	362,700	390,600	434,900	467,400
38	208,100	254,800	293,300	337,900	364,000	391,800	435,700	468,000
39	209,300	256,000	295,100	339,900	365,400	393,000	436,500	468,600
40	210,600	257,300	296,900	341,800	366,800	394,100	437,300	469,200
41	211,900	258,600	298,400	343,700	368,100	395,200	437,900	469,700
42	213,200	260,000	300,100	345,600	369,000	396,400	438,600	470,200
43	214,500	261,200	301,600	347,400	370,100	397,600	439,300	470,600
44	215,800	262,400	303,200	349,300	371,200	398,700	440,000	470,900
45	216,900	263,500	304,800	350,800	372,000	399,400	440,800	471,200
46	218,200	264,700	306,500	352,200	372,900	400,100	441,600	
47	219,500	266,000	308,100	353,700	373,800	400,800	442,000	
48	220,800	267,100	309,800	355,200	374,700	401,500	442,700	
49	221,800	268,200	310,700	356,800	375,600	402,100	443,200	
50	222,900	269,200	312,200	357,600	376,400	402,700	443,600	
51	223,900	270,400	313,700	358,800	377,200	403,200	444,000	
52	224,900	271,500	315,300	359,800	378,000	403,600	444,400	
53	225,900	272,500	316,900	360,700	378,700	404,000	444,800	
54	226,800	273,500	318,500	361,800	379,400	404,300	445,200	
55	227,700	274,600	320,100	362,700	380,100	404,600	445,600	
56	228,600	275,700	321,600	363,800	380,800	404,900	445,900	
57	228,900	276,600	323,100	364,700	381,300	405,200	446,200	

58	229,700	277,600	324,300	365,400	381,900	405,500	446,600
59	230,400	278,500	325,500	366,100	382,500	405,800	446,900
60	231,100	279,600	326,700	366,800	383,200	406,100	447,200
61	231,800	280,700	327,400	367,200	383,600	406,400	447,500
62	232,600	281,700	328,300	367,800	384,300	406,700	
63	233,300	282,600	329,100	368,500	384,900	407,000	
64	233,900	283,600	329,900	369,200	385,500	407,300	
65	234,500	284,100	330,800	369,500	385,900	407,600	
66	235,100	285,000	331,200	370,200	386,500	407,900	
67	235,700	285,700	331,900	370,900	387,100	408,200	
68	236,400	286,600	332,700	371,600	387,700	408,500	
69	237,100	287,600	333,500	371,900	388,100	408,700	
70	237,700	288,400	334,200	372,500	388,600	409,000	
71	238,200	289,200	334,900	373,200	389,100	409,300	
72	238,900	290,000	335,600	373,800	389,700	409,600	
73	239,600	290,800	336,100	374,100	390,000	409,800	
74	240,200	291,300	336,700	374,700	390,400	410,100	
75	240,800	291,700	337,200	375,400	390,800	410,400	
76	241,300	292,200	337,800	376,000	391,200	410,600	
77	241,900	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800	
78	242,600	292,700	338,600	376,900	391,800	411,100	
79	243,300	292,900	339,000	377,500	392,100	411,400	
80	243,800	293,300	339,500	378,000	392,400	411,600	
81	244,300	293,500	339,900	378,500	392,600	411,800	
82	244,900	293,700	340,400	379,100	392,900	412,100	
83	245,500	294,100	340,900	379,600	393,200	412,400	
84	246,000	294,400	341,400	379,900	393,400	412,600	
85	246,500	294,700	341,700	380,300	393,600	412,800	
86	247,100	295,000	342,100	380,800	393,900		
87	247,700	295,300	342,600	381,200	394,200		
88	248,200	295,700	343,000	381,600	394,400		
89	248,700	296,000	343,300	382,000	394,600		
90	249,200	296,400	343,700	382,500	394,900		
91	249,500	296,700	344,200	382,900	395,200		
92	249,900	297,100	344,600	383,300	395,400		
93	250,200	297,300	344,800	383,600	395,600		
94		297,500	345,200				
95		297,800	345,700				

96		298,200	346,100						
97		298,400	346,300						
98		298,700	346,700						
99		299,100	347,100						
100		299,500	347,400						
101		299,700	347,700						
102		300,000	348,100						
103		300,400	348,500						
104		300,700	348,900						
105		300,900	349,400						
106		301,200	349,800						
107		301,600	350,200						
108		301,900	350,600						
109		302,100	351,100						
110		302,500	351,500						
111		302,900	351,800						
112		303,200	352,100						
113		303,400	352,600						
114		303,600							
115		303,900							
116		304,300							
117		304,500							
118		304,700							
119		305,000							
120		305,300							
121		305,700							
122		305,900							
123		306,200							
124		306,500							
125		306,800							
再任用職員	190,300	217,800	257,800	277,200	292,300	317,700	359,400	392,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き行政職給料表（1）の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、令和6年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き行政職給料表（1）の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに行政職給料表（1）の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に関するいなべ市職員の給与に関する条例第10条第2項及び第24条第5項（同条例第27条第4項において準用する場合及びいなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、いなべ市職員の給与に関する条例第10条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額といなべ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年いなべ市条例第〇号。以下この項において「令和5年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、いなべ市職員の給与に関する条例第24条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と令和5年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年いなべ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「勤務時間以外の時間に」を「勤務時間を超えて」に改める。

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第 2 号

いなべ市員弁健康センター条例を廃止する条例の制定について

いなべ市員弁健康センター条例を廃止する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

いなべ市公共施設等総合管理計画に基づき、いなべ市員弁健康センターの供用を廃止するため、いなべ市員弁健康センター条例を廃止するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



いなべ市員弁健康センター条例を廃止する条例

いなべ市員弁健康センター条例（平成15年いなべ市条例第98号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 号

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

令和 4 年 1 2 月 1 5 日付け社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 2 3 号）に基づき、出産育児一時金の支給額を増額するため、いなべ市国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険条例（平成15年いなべ市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係るいなべ市国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 議案第 4 号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

三重県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険税率を改めるため、いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7」を「100分の7.49」に改める。

第4条中「23,700円」を「24,700円」に改める。

第5条第1号中「12,300円」を「13,000円」改め、同条第2号中「6,150円」を「6,500円」に改め、同条第3号中「9,225円」を「9,750円」に改める。

第6条中「100分の2.82」を「100分の3.15」に改める。

第7条中「9,300円」を「10,100円」に改める。

第8条第1号中「4,800円」を「5,300円」に改め、同条第2号中「2,400円」を「2,650円」に改め、同条第3号中「3,600円」を「3,975円」に改める。

第9条中「100分の2.15」を「100分の2.47」に改める。

第10条中「8,300円」を「9,600円」に改める。

第11条中「3,300円」を「3,800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16,590円」を「17,290円」に改め、同号イ(ア)中「8,610円」を「9,100円」に改め、同号イ(イ)中「4,305円」を「4,550円」に改め、同号イ(ウ)中「6,458円」を「6,825円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「7,070円」に改め、同号エ(ア)中「3,360円」を「3,710円」に改め、同号エ(イ)中「1,680円」を「1,855円」に改め、同号エ(ウ)中「2,520円」を「2,783円」に改め、同号オ中「5,810円」を「6,720円」に改め、同号カ中「2,310円」を「2,660円」に改め、同項第2号ア中「11,850円」を「12,350円」に改め、同号イ(ア)中「6,150円」を「6,500円」に改め、同号イ(イ)中「3,075円」を「3,250円」に改め、同号イ(ウ)中「4,613円」を「4,875円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「5,050円」に改め、同号エ(ア)中「2,400円」を「2,650円」に改め、同号エ(イ)中「1,200円」を「1,325円」に改め、同号エ(ウ)中「1,800円」を「1,988円」に改め、同号オ中「4,150円」を「4,800円」に改め、同号カ中「1,650円」を「1,900円」に改め、同項第3号ア中「4,740円」を「4,940円」に改め、同号イ(ア)中「2,460円」を「2,600円」に改め、同号イ(イ)中「1,230円」を「1,300円」に改め、同号イ(ウ)中「1,845円」を「1,950円」に改め、同号ウ中「1,860円」を「2,020円」に改め、同号エ(ア)中「960円」を「1,060円」に改め、同号エ(イ)中「480円」を「530円」に改め、同号エ(ウ)中「720円」を「795円」に改め、同号オ中「1,660円」を「1,920円」に改め、同号カ中「660円」を「760円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,555円」を「3,705円」に改め、同号イ中「5,925円」を「6,175円」に改め、同号ウ中「9,480円」を「9,880円」に改め、同号エ中「11,850円」を「12,350円」に改め、同項第2号ア中「1,395円」を「1,515円」に改め、同号イ中「2,325円」を「2,525円」に改め、同号ウ中「3,720円」を「4,040円」に改め、同号エ中「4,650円」を「5,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 5 号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

令和 5 年 4 月から外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、新たに個人番号を利用するため、いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例  
条例（平成27年いなべ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会の項の前に次のように加える。

市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
----	---

別表第2 教育委員会の項の前に次のように加える。

市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは同法による保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報、同法による障害児福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情
----	-----------------------------	---

	<p>報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支援金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律117号)による手当等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)による自立支援給付の支給に関する情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--

別表第2教育委員会の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第 6 号

いなべ市指定管理施設管理基金条例の一部を改正する条例  
の制定について

いなべ市指定管理施設管理基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

いなべ市指定管理施設管理基金条例で定める積立金の財源の種類を追加するため、いなべ市指定管理施設管理基金条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市指定管理施設管理基金条例の一部を改正する条例  
いなべ市指定管理施設管理基金条例（令和2年いなべ市条例第23号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中「返還金」の次に「、寄附金その他納付金」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 7 号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）が改正されたことに伴い、安全計画等の策定、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認及び懲戒権関係規定の削除について定めるなどするため、いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年  
いなべ市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的  
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳  
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活  
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的  
保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安  
全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなら  
ない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前  
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図  
れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけれ  
ばならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全  
計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のた  
めの移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼  
児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握すること  
ができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を  
目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に  
備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案して  
これと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除  
く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児  
の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用  
乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第 10 条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、  
同条ただし書を削る。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 14 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

第 32 条中「、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 32 条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例による改正後のいなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。





## 議案第 8 号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）が改正されたことに伴い、連携施設確保の見直し、諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができること及び懲戒権関係規定の削除等について定めるなどするため、いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年いなべ市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51・第 52 条）」を

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）  
第 4 章 雑則（第 53 条）に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4  
項中「、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認められるときは、同号」を「、次のいずれかに該当す  
るときは、第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読  
み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域  
型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子  
どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型  
保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育  
給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう  
必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第 2 号に係る部分に限る。)」  
を、「ものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）  
第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」  
を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの  
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、  
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記  
載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが  
規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する

記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 9 号

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）が改正され、安全計画等の策定及び自動車を運行する場合の利用者の所在の確認について定める必要があるため、いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予

防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のいなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。





## 議案第10号

### いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

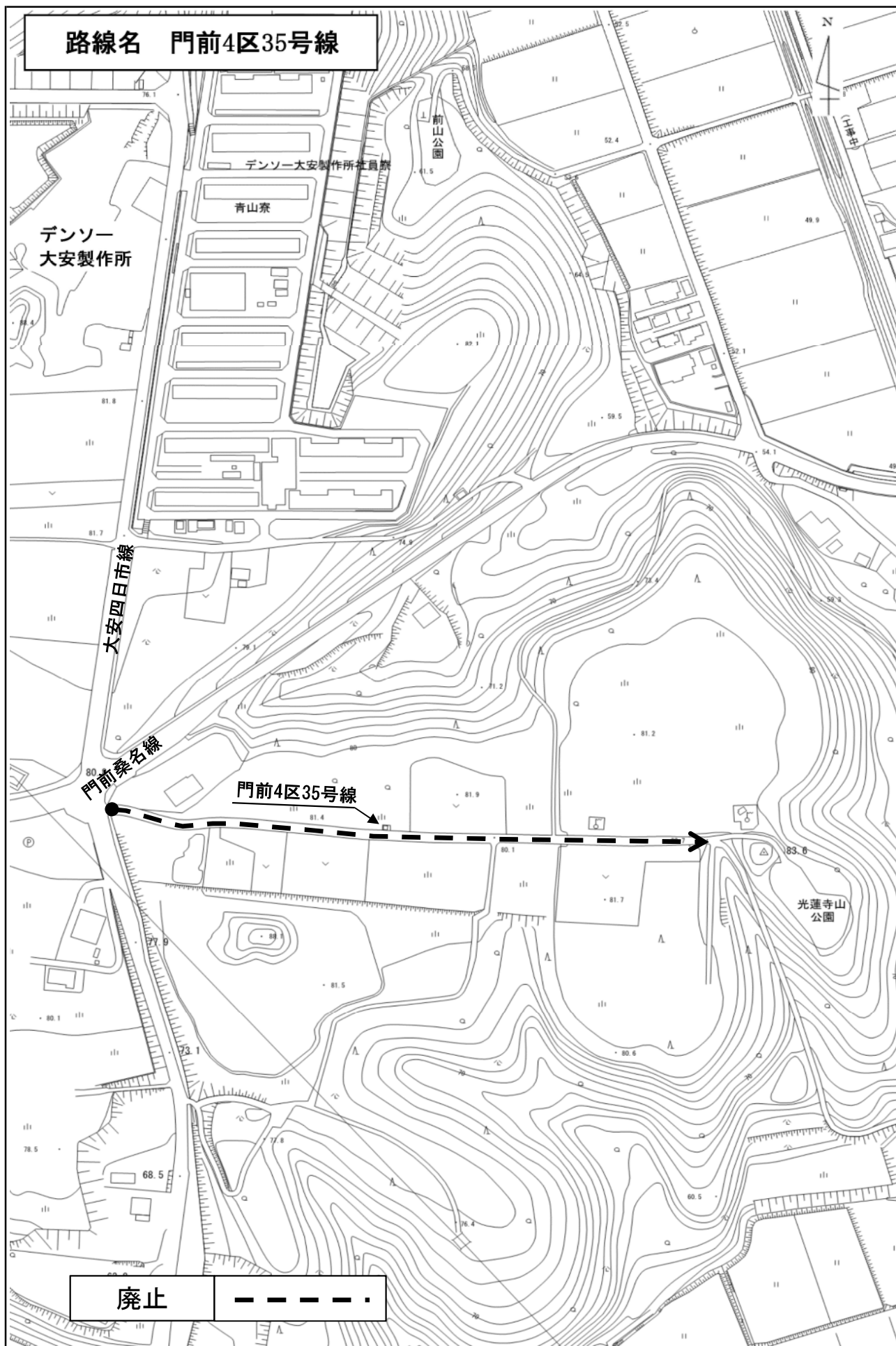
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

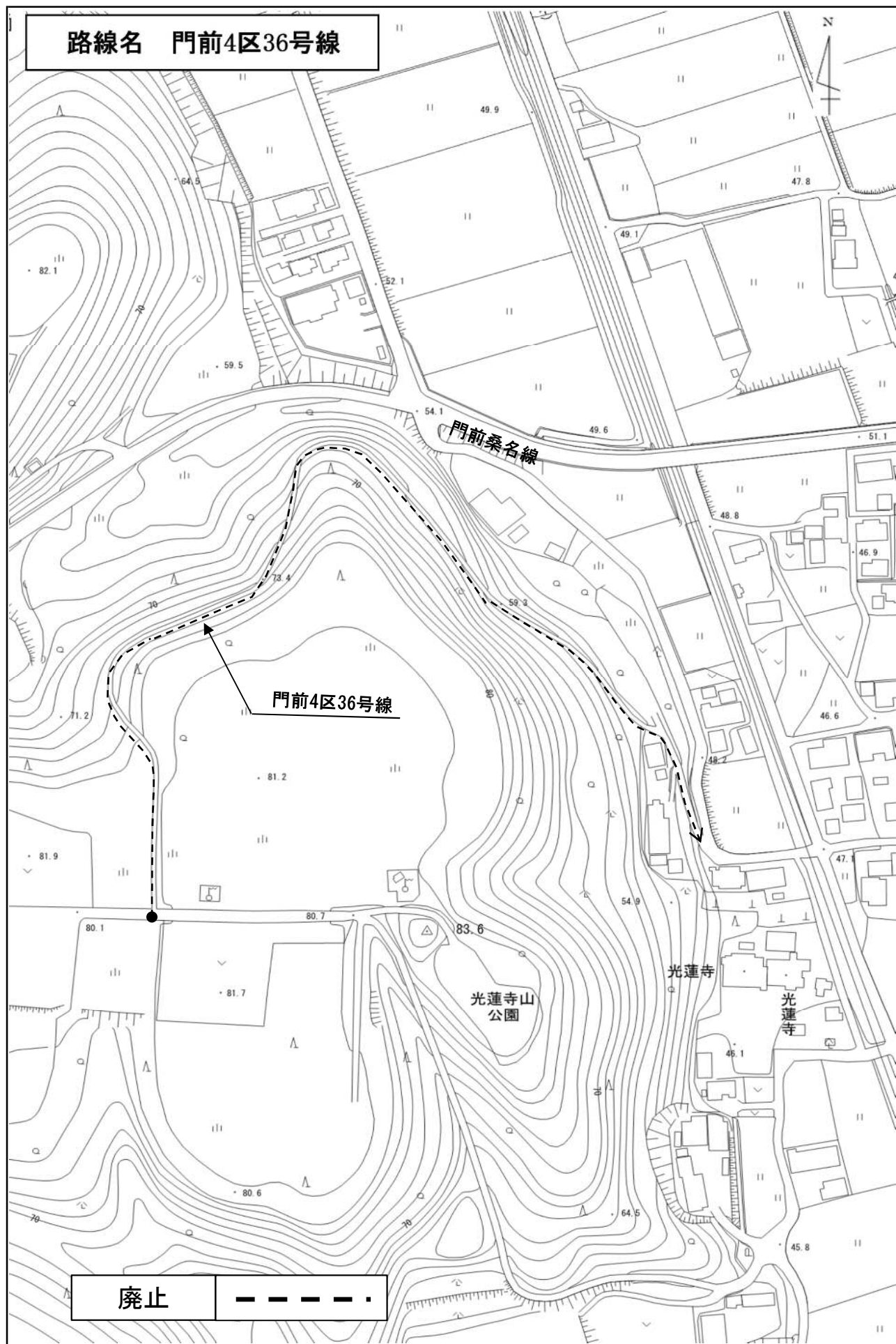
## 廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
門前4区35号線	大安町門前地内	大安町門前地内	
門前4区36号線	大安町門前地内	大安町門前地内	
門前4区2号線	大安町門前地内	大安町門前地内	

位置図



位置図



位置図





議案第 1 1 号

令和 4 年度いなべ市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 4 年度いなべ市一般会計補正予算（第 1 0 号）を別案のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖



議案第 1 2 号

令和 4 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別案のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第13号

令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第14号

令和4年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第15号

令和4年度いなべ市水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度いなべ市水道事業会計補正予算（第3号）を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第16号

令和4年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第3号）を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第17号

令和5年度いなべ市一般会計予算

令和5年度いなべ市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第18号

令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計予算

令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第19号

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖



議案第20号

令和5年度いなべ市介護保険特別会計予算

令和5年度いなべ市介護保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和5年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 21 号

令和 5 年度いなべ市水道事業会計予算

令和 5 年度いなべ市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 22 号

令和 5 年度いなべ市下水道事業会計予算

令和 5 年度いなべ市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖